

佐世保市水道局検針票等広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市水道局広告事業実施要綱（以下「広告要綱」という。）第11条の規定により、佐世保市水道局（以下「局」という。）の検針票等に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検針票等：局が検針時にスマートデバイスから発行する帳票
- (2) 印刷用紙：局が検針時にスマートデバイスから発行する帳票を印刷する用紙

(広告の範囲)

第3条 広告は、文字又は画像による情報が、広告要綱第3条及び佐世保市水道局広告掲載基準に規定する広告の範囲にかかる掲載基準等（以下「掲載基準等」という。）を満たすものでなければならない。

- 2 給水装置工事事業者又は下水道排水設備工事に関わる事業者の広告は掲載しない。

(広告の規格等)

第4条 検針票等における広告の規格、掲載位置、掲載印刷用紙数及びその他募集にあたり必要な事項は、別に定める。

- 2 広告の掲載位置には、当該掲載内容が広告である旨及び広告の内容に関する問い合わせ先電話番号を必ず表示しなければならない。

(広告主等との契約)

第5条 佐世保市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、広告を掲載しようとする事業者等と契約を締結することができる。

- 2 前項に掲げる契約を局と締結する事業者等（以下「広告主」という。）は次のいずれか該当する者でなければならない。
 - (1) 法人にあつては、登記後1年以上経過している者、並びに、佐世保市内に本社、本店を有する者、並びに、佐世保市税、佐世保市国民健康保険税、水道料金及び下水道使用料の滞納がないことに加え、消費税及び地方消費税に未納がない者
 - (2) 個人事業者にあつては、営業を開始して1年以上経過している者、並びに、佐世保市内に事業所を有し、代表者の住民票を市内に置く者、並びに、その代表者に佐世保市税、佐世保市国民健康保険税、水道料金及び下水道使用料の滞納がないことに加え、消費税及び地方消費税に未納がない者
- 3 広告主の決定に際しては、入札を行い、入札額が最も高かった者と契約を締結する。入札額が同額だった場合は、抽選により決定する。
- 4 入札にあつては、第7条に規定する事前審査で可と判断された広告の掲載を希望する者のみが入札に参加できるものとする。

(広告の募集)

第6条 管理者は、局のホームページ等の広告掲載の募集に相当である方法により、広告主を公募することができる。

2 管理者は、広告主となりえる者等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告内容の事前審査)

第7条 広告の掲載を希望する者は、入札参加申し込み前に、掲載を希望する広告の内容について、佐世保市水道局検針票等広告内容事前審査申請書(様式第1号)及び添付書類を管理者に提出しなければならない。

2 広告の掲載を希望する者は、掲載基準等及びこの要領に基づき、掲載しようとする広告について、あらかじめ局の審査を受けなければならない。

3 局が前項の審査を行うにあたり、広告の掲載を希望する者は、第1項に掲げる申請書を管理者に提出するほか、局から必要な書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

4 前項の申請書及び必要な書類の準備については、広告の掲載を希望する者の責任及び負担で作成及び準備するものとする。

5 第1項から第3項までの規定による申請があった場合、広告要綱第4条に規定する審査会は、掲載基準等に基づいて、広告の内容等を審査のうえ、広告内容の可否を決定する。

6 広告内容の可否を決定したとき、管理者は、佐世保市水道局検針票等広告内容事前審査結果通知書(様式第2号)により広告の掲載を希望する者に通知する。

(広告原稿)

第8条 広告主は、佐世保市水道局検針票等広告内容事前審査申請書(様式第1号)で可とされた広告内容で広告原稿を作成し、管理者が指定する期日までに、管理者が指定する方法で佐世保市水道局広告掲載申請書(様式第3号)及び添付書類とともに管理者に提出しなければならない。

2 広告主は、掲載基準等に規定する事項を遵守し、広告を作成し、局の審査を受けなければならない。

3 局が前項の審査を行うにあたり、広告主は、第1項に掲げる広告原稿及び申請書を管理者に提出するほか、局から必要な書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

4 広告原稿及び必要な書類は、広告主の責任及び負担で作成及び準備するものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 前条の規定による申込みがあった場合、広告要綱第4条に規定する審査会は、掲載基準等に基づいて、広告の内容等を審査のうえ、広告掲載等の可否を決定する。

2 広告掲載等の可否を決定したとき、管理者は、佐世保市水道局広告掲載決定通知書(様式第4号)又は佐世保市水道局広告掲載不採用決定通知書(様式第5号)により広告主に通知する。

3 広告掲載を決定した通知をしたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、

管理者は、当該決定を取り消すことができる。この場合において当該決定を取り消したときは、管理者は、広告掲載の決定通知を受けた広告主に対し、佐世保市水道局広告掲載取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- (1) 広告主が、広告掲載料を納付しないとき
- (2) 管理者が指定する期日までに広告主が広告原稿（画像データを含む。以下同じ。）を提出しないとき
- (3) 広告主が、法令、掲載基準等及びこの要領に違反したとき

（広告主の責務）

第10条 広告主は、管理者が指定する期日までに、広告掲載料を一括前納するものとする。

ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

- 2 前項の広告掲載料は返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、その全部または一部を返還することができるものとする。
- 3 前項但書の規定により返還する広告掲載料には、利息は付さない。
- 4 広告掲載料の還付を受けようとする者は、佐世保市水道局広告掲載料還付請求書（様式第7号）により管理者に請求しなければならない。

（禁止行為等）

第11条 広告主は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 局業務の運営及び維持を妨げる行為
 - (2) 局又は第三者に対し、財産権（知的財産権を含む。）の侵害、プライバシーの侵害、名誉毀損、信用毀損、誹謗中傷その他不利益となり、又はそのおそれがある行為
 - (3) その他管理者が広告主として不適当と認める行為
- 2 広告主は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（広告の取り下げ）

第12条 広告主は、自己の都合等により広告掲載を取り下げることができないものとする。

（広告の内容等の変更）

第13条 局は、広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告主に対し、期限を指定して広告の内容等の変更を指示することができる。この場合において、管理者は、変更後の広告原稿の提出をあわせて求めることができる。

- (1) 内容等に誤りがあるとき。
 - (2) 誤解を与える又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 各種法令、掲載基準等及びこの要領に違反しているとき又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 印刷用紙の作成に際して、印刷事業者の指示による修正が必要な場合。
- 2 広告主は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。
- 3 広告の変更等に必要となる費用は、広告主の負担とする。
- 4 広告主は、広告要綱第6条に規定する審査会における広告掲載決定後に、広告の内容等を変更することができないものとする。

(広告掲載の削除等)

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を決定した期間中であつても、広告主への催告等を行わずに広告掲載の決定を取り消したうえで広告を削除することができる。この場合において、広告主が損害を受けることがあつても、管理者は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 管理者が指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告の内容等が広告要綱第3条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 広告主が法令、掲載基準等、又はこの要領に違反していると判断するに至ったとき。
- (4) 広告主が局の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。
- (5) 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (6) 広告主が倒産、破産その他の理由により広告掲載等を実施する必要がなくなったとき。
- (7) 前条第2項の規定に基づき広告の内容等の変更を求めたにもかかわらず、広告主がこれに応じないとき
- (8) 局の業務に支障があると認められたとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

2 管理者は、前項の規定により当該広告を削除したときは、その削除の対象となる広告主に対し、佐世保市水道局広告掲載削除通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(免責事項)

第15条 検針票等は、検針時に配布するもので、天候不良、機材の障害等により検針票等を配布できないときは、掲載広告は配布されない。

- 2 検針票等の郵送を希望されている方には、検針票等は配布されない。
- 3 第1項及び第2項により、掲載広告が配布されなかった場合、又はそれにより広告主が損害を受けた場合においても、局は、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等の責任を負わないものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年 4月19日から施行する。

様式

- (様式第1号) 佐世保市水道局検針票等広告内容事前審査申請書
- (様式第2号) 佐世保市水道局検針票等広告内容事前審査結果通知書
- (様式第3号) 佐世保市水道局検針票等広告掲載申請書
- (様式第4号) 佐世保市水道局検針票等広告掲載決定通知書
- (様式第5号) 佐世保市水道局検針票等広告掲載不採用決定通知書
- (様式第6号) 佐世保市水道局検針票等広告掲載取消通知書
- (様式第7号) 佐世保市水道局検針票等広告掲載料還付請求書
- (様式第8号) 佐世保市水道局検針票等広告掲載削除通知書